

官報

号外 昭和四十七年二月二十六日

第六十八回 衆議院會議録 第七号

昭和四十七年二月二十六日(土曜日)

議事日程 第七号

昭和四十七年二月二十六日

午後一時開議

第一 昭和四十六年度の米生産調整補助助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

○本日の會議に付した案件

昭和四十七年度一般會計予算修正の件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

さきに設置した公害の対策を樹立するための特別委員会については、その目的を公害の対策並びに環境保全の諸施策を樹立するためとするの件(議長発議)

日程第一 昭和四十六年度の米生産調整補助助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)
昭和四十六年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

午後一時四分開議
○議長(船田中君) これより會議を開きます。

昭和四十七年度一般會計予算修正の件

○議長(船田中君) 内閣から、昭和四十七年度一般會計予算修正したので、国会法第五十九条によって承諾を得たいとの申し出があります。

昭和四十七年二月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 船田 中蔵

昭和四十七年一月二十八日提出した昭和四十七年度一般會計予算中別紙のとおり修正いたしたく、国会法第五十九条によつて貴院の承諾を得たい。

【別紙】

昭和四十七年度一般會計予算修正書

今次国会に提出中の昭和四十七年度一般會計予算について、別紙により修正を行なう。

備考 昭和四十七年度一般會計予算案は、本修正に準じて修正する。

【別紙】

昭和四十七年度一般會計予算修正

予算総則及び甲号歳入歳出予算について、下記により修正する。

1 予算総則中
第1条中昭和四十七年度歳入歳出予算の総額「11,470,472,138千円」を「11,467,680,641千円」に修正する。

2 甲号歳入歳出予算中

歳入

主管部	款	項	金額(千円)
大蔵省	政府資産整理収入	国有財産処分収入	17,482,041
		国有財産売却収入	15,833,379

を

大蔵省	政府資産整理収入	国有財産処分収入	14,680,544
		国有財産売却収入	13,041,882

に、

大蔵省	計	11,083,442,213
-----	---	----------------

を

大蔵省	計	11,080,650,716
-----	---	----------------

に、

歳入	総計	11,470,472,138
----	----	----------------

を

歳入	総計	11,467,680,641
----	----	----------------

に、それぞれ修正する。

歳出

所管組	歳	項	金額(千円)
総理府	防衛	航空機購入費	86,160,845
		航空機購入費	83,530,248

を

総理府	防衛	航空機購入費	83,530,248
-----	----	--------	------------

に、

総理府	防衛	航空機購入費	83,530,248
-----	----	--------	------------

を

総理府	防衛	航空機購入費	83,530,248
-----	----	--------	------------

昭和四十七年二月二十六日 衆議院會議録第七号

昭和四十七年度一般会計予算修正の件 社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件 公害対策特別委員会の設置目的の件 昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

一五〇

右の議案を提出する。

昭和四十七年二月三日

提出者

大蔵委員長 齋藤 邦吉

内閣から、社会保険審査会委員に中村隆則君を任命したので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

公害の対策を樹立するための特別委員会の目的を公害の対策並びに環境保全の諸施策を樹立するためとするの件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

さきに設置いたしました公害の対策を樹立するための特別委員会につきましては、その目的を公害の対策並びに環境保全の諸施策を樹立するためとしたと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

日程第一 昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

○議長(船田中君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

日程第一、昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

〔所得税の特例〕

第一条 個人が、昭和四十六年度の米穀の生産を行なわなかつたことにより政府から米生産調整奨励補助金又は米生産調整協力特別交付金(以下「米生産調整奨励補助金等」という。)の交付を受けた場合には、当該個人の昭和四十六年度の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の要因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額をこえる部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

〔法人税の特例〕

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、昭和四十六年度の米穀の生産を行なわなかつたことにより政府から米生産調整奨励補助金等の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入

に、		
総 理 府 防 衛 本 庁	計	739,432,286
を		
総 理 府 防 衛 本 庁	計	739,432,286
に、		
総 理 府 所 管 合 計		1,710,347,339
を		
総 理 府 所 管 合 計		1,708,055,842
に、		
農 林 省	計	11,470,472,188
を		
農 林 省	計	11,467,680,641
に、		
それぞれ修正する。		

○議長(船田中君) 本件について大蔵大臣から発言を求められております。これを許します。大蔵大臣水田三喜男君。

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) 政府は、さきに昭和四十七年度予算を国会に提出し、御審議をお願いいたしておりますが、このたび、一般会計予算につき修正を行なうこととしたしました。

ここに、その概要を御説明いたします。

第一は、歳出予算中、防衛庁の航空機購入費二十六億三千万円、装備品等整備諸費一億六千万円、計二十七億九千万円を減額したこととであります。

なお、これらに関連する国庫債務負担行為につきましては、二月二十五日の衆議院議長のごあつせんの内容に沿って取り扱ってまいっている所存であります。

○議長(船田中君) おはかりいたします。

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(船田中君) 採決いたします。

本件を承諾するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、承諾するに決しました。

する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の米生産調整補助金等の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和四十六年度に政府から交付される米生産調整補助金等について、個人についてはこれを一時所得として取り扱い、法人については庄産記帳の特例を認めることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約五億円である。

○議長(船田中君) 委員長の趣旨説明を許します。大蔵委員長齋藤邦吉君。

〔齋藤邦吉君登壇〕

○齋藤邦吉君 たい、議題となりました昭和四十六年度の米生産調整補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、去る二月三日大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしましたものであります。

御承知のとおり、政府は、昭和四十六年度におきまして米の生産調整奨励のために、稲作の転換または休耕を行なう者に対し、補助金または特別交付金を交付することとしておりますが、本

案は、これらの補助金等にかかる所得税及び法人税について、その負担の軽減をはかるため、おおむね次のような特例措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金等のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得として取り扱うとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、庄産記帳の特例を認めることとしております。

したがって、個人の場合は、その所得の計算にあたり、四十万円までの特別控除が認められ、これをこえる部分の金額につきまして、その半額が課税対象から除かれることとなります。

また、法人の場合には、取得した固定資産の帳簿価額から、その取得に充てた補助金等の額を減額することにより、その減額分が損金と認められ、補助金等を受けたことに伴い直ちに課税関係が発生しないこととなります。

なお、本案による国税の減収額は、昭和四十六年度において約五億円と見積もられるのでありまして、大蔵委員会におきましては、本案の提案を決定するに際しまして、政府の意見を求めましたところ、水田大蔵大臣より米の生産調整対策の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上が、この法律案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞすみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

昭和四十六年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

○藤波孝生君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、昭和四十六年度衆議院予備金支出の件を議題となし、議院運営委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 藤波孝生君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

昭和四十六年度衆議院予備金支出

昭和四十五年十二月二十六日以降同四十六年十二月二十八日までの間において衆議院予備金から支出した金額は次のとおりである。

支 出 総 額	
内	
昭和四十五年	七、〇〇〇、〇〇〇円
昭和四十六年度	七、〇〇〇、〇〇〇円
内 訳	

昭和四十五年国会所管

(組織) 衆 議 院

(項) 衆議院予備経費

第六十五回国会において支出承諾済額

予 算 額	
合 計	三、九八七、六〇〇
差引予算残額	七、〇〇〇、〇〇〇
昭和四十六年度国会所管	三、〇一二、四〇〇
(組織) 衆 議 院	
(項) 衆議院予備経費	

昭和四十六年度衆議院予備金支出の件を議題といたします。

報告書

一、昭和四十六年度衆議院予備金支出の件
右件につき本院の承諾を求めため報告する。

昭和四十七年二月八日

議院運営委員長 田澤 吉郎

衆議院議長 船田 中蔵

昭和四十七年二月二十六日 衆議院會議録第七号 昭和四十六年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件) 朗読を省略した議長の報告

一五二

(目) 弔慰金七、〇〇〇、〇〇〇

在職中死亡した議員の遺族に対し弔慰金の支給を要するため

故議員西村榮一君分
歳費一年分相当額
四、八〇〇、〇〇〇円

昭和四十六年
五月七日

故議員藤枝泉介君分
歳費一年分相当額
四、八〇〇、〇〇〇円

同年
六月三十日

(備考)

弔慰金四、八〇〇、〇〇〇円との差額二、六〇〇、〇〇〇円は衆議院予備経費予算に不足を生じたので一般の経費から支出した。

予 算 額 七、〇〇〇、〇〇〇
差引 予算残額 〇

○議長(船田中君) 議院運営委員長の報告を求めます。議院運営委員会理事中川一郎君。

(中川一郎君登壇)

○中川一郎君 ただいま議題となりました昭和四十六年度衆議院予備金支出の件について御報告申し上げます。

今回承諾をお願いいたしますのは、昭和四十五年十二月二十六日から昭和四十六年十二月二十八日までの間に、本院で支出した予備金七百万円であり、その所属年度は全額昭和四十六年度分でありまして、使途は、すべて在職中なくなられた議員の遺族に贈った弔慰金であります。これらの支出については、そのつど議院運営委員会の承認を経たものでありますから、御承諾をお願いいたします。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本件は承諾を乞うるに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつ

て、本件は承諾を乞うるに決しました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 前尾繁三郎君
外務大臣 福田 赳夫君
大蔵大臣 水田三喜男君
文部大臣 高見 三郎君
厚生大臣 斎藤 昇君
農林大臣 赤城 宗徳君
通商産業大臣 田中 角榮君
運輸大臣 丹羽喬四郎君
郵政大臣 廣瀬 正雄君
労働大臣 塚原 俊郎君

○朗読を省略した議長長の報告

(報告書受領)

一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和四十六年度第二・四半期における予算使用の状況

一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領した。

行政事件訴訟法第二十七条第六項の規定に基づき昭和四十六年四月および十一月における内閣総理大臣の異議陳述に関する報告書
(政府委員退任)

一、去る十二日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、十日付をもって林野庁長官松本守雄は退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。
(要求書受領)

一、今二十六日、内閣から、社会保険審査会委員に中村隆則君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
(常任委員辞任及び補欠退任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員

辞任 安井 吉典君 補欠 北山 愛郎君

建設大臣 西村 英一君
自治大臣 渡海元三郎君
国務大臣 江崎 真澄君
国務大臣 大石 武一君
国務大臣 木内 四郎君
国務大臣 木村 俊夫君
国務大臣 竹下 登君
国務大臣 中村 寅太君
国務大臣 山中 貞則君

決算委員

北山 愛郎君

補欠

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 安井 吉典君 補欠 北山 愛郎君

予算委員
辞任 松本 善明君 補欠 東中 光雄君

(公聴会開会承認)
一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る八日これを承認した。

公聴会開会承認要求書
一、公聴会を開こうとする議案
昭和四十七年度一般会計予算
昭和四十七年度特別会計予算
昭和四十七年度政府関係機関予算

二、意見を聞くこととする問題
昭和四十七年度総予算について
右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八條により承認を求める。
昭和四十七年二月四日

衆議院議長 船田 中蔵
(条約提出)
一、去る十四日、内閣から提出した条約は次のとおりである。
千九百七十一年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件
国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の締結について承認を求めるの件

一、去る十八日、内閣から提出した条約は次のとおりである。

おりである。
税関における物品の評価に関する条約の締結についで承認を求めるの件
(議案提出)

一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
法務省設置法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

外務公務員法の一部を改正する法律案
原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
麻薬取締法の一部を改正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律案

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
日本開発銀行法の一部を改正する法律案
航空機燃料税法案
空港整備特別会計法の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律案
臨時石炭飢饉復旧法等の一部を改正する法律案
沖繩国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案
航空機燃料税法案

一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
許可、認可等の整理に関する法律案
漁港法の一部を改正する法律案
中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案
漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案
北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案
労働省設置法の一部を改正する法律案

昭和四十七年二月二十六日 衆議院会議録第七号

昭和四十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和四十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和三十六年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)
(承諾を求めるの件)

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
石油開発公団法の一部を改正する法律案

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案
電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案
労働安全衛生法案

一、去る十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案
日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案
航空事故調査委員会設置法案
通行税法の一部を改正する法律案
健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
国民年金法等の一部を改正する法律案
老人福祉法の一部を改正する法律案

朗説を省略した議長報告

工業再配置促進法案
産業地域振興事業団法の一部を改正する法律案
特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
国際交流基金法案
義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
道路運送車両法の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案
下水道事業センター法案
河川法の一部を改正する法律案
特定多目的ダム法の一部を改正する法律案

一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
公害等調整委員会設置法案
恩給法等の一部を改正する法律案
昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案
公有地の拡大の推進に関する法律案
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、沖繩総合事務局の事務所の設置に関し承認を求めるの件
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署及び公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件
(条約受領)

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。
国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
国際民間航空条約第五十六條の改正に関する千九百七十一一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
(議案受領)

一、去る八日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案
(条約付託)

一、去る十四日、委員会に付託された条約は次のとおりである。
千九百七十一年の国際小売協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)
国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。
国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第三号(予))
国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第四号(予))
国際民間航空条約第五十六條の改正に関する千九百七十一一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第五号(予))

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。
国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第三号(予))
国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第四号(予))
国際民間航空条約第五十六條の改正に関する千九百七十一一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第五号(予))

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。
国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第三号(予))
国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第四号(予))
国際民間航空条約第五十六條の改正に関する千九百七十一一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第五号(予))

昭和四十七年二月二十六日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長長の報告

九百七十二年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第五号)(予)

以上三件 外務委員会 付託
一、去る十八日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

外務委員会 付託
(議案付託)
一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

以上三件 内閣委員会 付託
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

法務委員会 付託
外務公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

外務委員会 付託
原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

内閣提出第一六号)

以上二件 社会労働委員会 付託
一、去る八日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(予)

大蔵委員会 付託
一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

空港整備特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

以上三件 大蔵委員会 付託
臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

石炭対策特別委員会 付託
一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出第二八号)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

以上二件 内閣委員会 付託
相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

大蔵委員会 付託
漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案(内閣提出第三二号)

以上三件 農林水産委員会 付託
北海道開発のためにする港湾工事に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

運輸委員会 付託
昭和四十六年度一般会計予算備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

昭和四十六年度特別会計予算備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

昭和四十六年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

以上三件 決算委員会 付託
一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

大蔵委員会 付託
一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

法務委員会 付託
石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

大蔵委員会 付託
一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

内閣委員会 付託
通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

大蔵委員会 付託
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

社会労働委員会 付託
日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

運輸委員会 付託
一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

以上二件 文教委員会 付託
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

以上四件 建設委員会 付託
一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

内閣委員会 付託
昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

大蔵委員会 付託
一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

地方行政委員会 付託
(議案修正承諾要求書受領)
一、今二十六日、内閣から、次の件につき、国会法第五十九条の規定により本院の承諾を得たい旨の要求書を受領した。

昭和四十七年度一般会計予算修正の件(衆議院予備金支出の件報告書受領)

一、去る八日、議院運営委員長から昭和四十六年度衆議院予備金支出の件についての報告書を受領した。

(質問書提出)
一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

同和对策事業特別措置法の施行状況に關する質問主意書(橋崎弥之助君提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公的年金と福祿年金の併給に關する質問主意書(横山利秋君提出)

(答弁書受領)
一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領し

た。

衆議院議員橋崎弥之助君提出同和对策事業特別措置法の施行状況に関する質問に対する答弁書

同和对策事業特別措置法の施行状況に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十七年二月十四日

提出者 橋崎弥之助

衆議院議長 船田 中殿

同和对策事業特別措置法の施行状況に関する質問主意書

同和对策事業特別措置法は、昭和四十四年七月十日公布施行されてからすでに四十七年度は十年計画の四年目になる。しかし四十七年度予算案のうち、同和对策関係はわずか九十億圓にすぎない。時限立法としてすでに三年を過ぎた今日の時期においてさきこのように同和予算が僅少であるという事実こそ、客観的には差別的予算といわざるをえない。四十七年度予算案審議を前にして以下の諸項目につき政府の誠意ある回答を具体的に要請する。

一 現在実施されている全国同和对策事業長期計画を具体的に肉付けし、長期年次財政計画を明確にされたい。

二 また同和对策長期計画に掲げられているすべての事業を国庫補助の対象とし、法第十条を適用されたい。

三 特別措置法第六条に規定する同和对策事業については、すべて同法第七条に規定する特別助成の対象とすること。

四 同法第六条に規定する同和对策事業に要する経費についてすべて起債を認めること。

五 同和对策事業にかかる国庫補助は、実際支出額をもつて補助基本額とすること。

六 同和对策事業を実施する土地(道路、住宅、牧草地等)の先行取得に要する経費に関する国庫補助制度を設けられたい。

七 特別措置法審議過程における各大臣確認事項を完全に実施されたい。

八 総理府に特別措置法に基づく部落問題解決の総合的な企画、立案、推進、各省連絡調整の専門の局を設置するとともに、各省にそれぞれ専門の課を設置されたい。

九 部落問題の完全解決のために就職の機会均等の権利を完全に保障する同和对策雇用促進法をすみやかに制定すること。

十 以上に基づいて四十七年度同和对策予算の修正をされたい。

以上の諸項目はいずれも特別措置法第六条(国の施策)を具体的に実施にうつすためには多様な同和对策事業を行なわねばならないが、その場合、実際の事業に対し特別措置法第二条の規定する同和对策事業の認定をしてもいいという要請にはかならない。

政府は、この法律の運用においてきわめて限られた事業にしか第二条にいう同和对策事業としての認定をしていない。ある都市では同和对策事業四十八種類のうち同和对策事業として国の認定をうけ補助をうけているのは、わずかに五事業にすぎないという現状である。また補助単価と実質単価との間にある大きな格差が各都府県市町村の財政負担を一層大きくし事業の推進を圧迫しているのが現状である。

結局、「答申」及び特別措置法の規定する部落問題解決についての国の責務を無視し、部落問題についての無理難題から実際には従来から続けられてきた諸事業の根拠とされている一般法規に基づいて事業に当たつていないにすぎないという現状認識から、以上の諸項目に対する政府見解を求める次第である。

右質問する。

昭和四十七年二月二十二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員橋崎弥之助君提出同和对策事業特別措置法の施行状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋崎弥之助君提出同和对策事業特別措置法の施行状況に関する質問に対する答弁書

一 同和对策事業は、その内容が非常に多岐にわたり、必ずしも数値化することが容易でないものもあり、また必要とする事業の態様も実情に応じて流動的に考えていかなければならないという事情もあるが、政府としては昭和四十六年に全国同和地区調査を実施し、現在、これを関係各省において整理検討しているところである。

今後、この調査結果及び近く実施予定の就業実態調査の結果を基礎資料として、同和对策長期計画の期間内に所期の目標に到達すべく計画の実施に努めてまいりたい。

二 同和对策長期計画には、各省別にその講ずべき施策が掲げられているが、同和对策地域において実施される高等学校等への進学奨励、同和地区集会所の整備、生活環境施設の整備、保育所・児童館等の整備、隣保館の運営、保健相談指導、農林漁業基盤の整備、農林漁業経営近代化施設の整備、小規模事業に対する経営指導、同和産業商品の開発、職業訓練施設の整備、職業訓練受講奨励金の支給、住宅地区改良(小集落地区改良等を含む)、同和向け公営住宅の建設及び同和地域消防施設の整備等の事業を国庫補助の対象として採りあげることとしており、また、同地域における人権擁護活動の強化、学校・社会教育の充実、同和産業の振興に係る調査、就職の促進等に必要経費についても所要の予算措置を講じているところであるが、今後ともその実態を考慮しつつ同和对策事業の円滑な推進を図られるよう配慮してまいりたい。

また、同和对策事業特別措置法第十条は、同法の制定に際し、公営企業、準公営企業など、その事業の収入を当該地方債の元利償還金に充当することができる事業に対する地方債を除き、同法第七条に基づく特別の助成を得て行なつた事業に対する地方債について適用することとされており、今後とも同様の方針で措置していく考えである。

三 特別措置法第六条に規定する同和对策事業については、前記二に掲げるとおり、同和对策長期計画の対象事業について所要の措置を講じているところであるが、これらのうち同法の対象地域において実施される高等学校等への進学奨励、同和地区集会所の整備、生活環境施設の整備(地方改善施設整備、下水道整備等)、保育所・児童館等の整備、保健相談指導(トラホーム検診治療)、農林漁業基盤の整備(ほ場整備、農用地造成等)、農林漁業経営近代化施設の整備、職業訓練受講奨励金の支給、住宅地区改良(小集落地区改良を含む)並びに同和向け公営住宅の建設等の事業に要する経費を同法第七条の特別助成の対象として措置し、同和对策事業の重要性にかんがみ、従来からの充実に努めてきており、また、昭和四十七年度においては新たに、同和産業商品の開発、同和産業製品の海外調査、同和地域消防施設の整備等に要する経費を同条の対象とすることとしており、今後とも実態を考慮しつつ同和对策事業の円滑な推進を図られるよう配慮してまいりたい。

四 同和对策事業に要する経費については、人件費、事務費等の消費的経費を除き、できる限り地方団体の要望にそつて起債を認めているところであり、今後ともその方向で努力してまいりたい。

五 (1) 児童公園、街路、下水道、農業基盤、漁港、地区道路、下水排水路整備事業等の公共的土木事業については、原則として、各事業実施箇所ごとの所要経費を補助対象と

昭和四十七年二月二十六日 衆議院會議録第七号

朗読を省略した議長長の報告

一五六

して事業を推進している。

(2) 同和地区集会所、隣保館、保育所、住宅等の建築事業の補助単価については、資材費、労力費の上昇率等を勘案して毎年度その引上げを行なうほか、昭和四十七年度においては、建築基準法令の改正に伴う質の向上を織り込み所要の単価は正を行なうこととしている。特に、保育所については、昭和四十六年度から、従前の定額補助を改めるほか、木造だけでなく、ブロック構造単価による補助を認めている。

補助単価については、今後とも、実態に即し、決定するよう努めたい。

六 (1) 同和对策事業のうち、

(イ) 地区道路及び下水排水路整備事業については、昭和四十五年度から、従来の単年度施行方式を、一部、二年度施行方式に改め、その初年度において、原則として所要の用地を取得できるよう措置を講じているほか、

(ロ) 住宅地区改良事業については、昭和四十六年度補正予算において、一部用地の先行取得のための経費を計上し、昭和四十七年度以降も、用地の回転により事業の円滑な推進を図ることとした。

(2) このほか、用地が補助対象となる事業はもちろん、補助対象とならない事業についても、必要があれば先行的な用地の取得につき地方債により事業の推進に支障を生じないよう努めており、今後ともその方向で努力したい。

七 同和对策事業特別措置法の国会の審議過程における質疑応答事項については、同和对策事業の重要性にかんがみ、その趣旨の具体化につとめてきたところであり、今後とも一層努力してまいりたい。

八 総理府に専門の局を設置することについては、同和对策事業の推進は事業実施の責任をも

つ各省が行なうことが効率的であると考え、従来から総理府において各省間の連絡会を開き、施策の調整等を行ってきたところであるので、今後とも一層各省間の連係を緊密にすることにより、その実をあげてまいりたい。

また、各省に専門の課を設置することについては、現在、各省とも窓口となる課において、それぞれ省内の調整又は連絡等を行なっているところであるので、今後とも関係課が相互に協力し、省内の連絡を強化することにより事業の推進を図つてまいりたい。

九 同和对策対象地区住民の雇用の促進を図るため、職業指導、職業紹介、職業訓練等の強化に努めているところであり、また、昭和四十七年度において同和对策対象地区住民の就業実態を調査することとしており、この調査結果をも勘案して、今後ともこれらの施策の一層の強化を図り、同和对策対象地区住民の雇用問題の解決に努めてまいりたい。

十 同和对策については、従来から同和对策審議会の答申の趣旨を尊重し、逐年その充実に努めてきたところである。

今後ともその充実に配慮してまいっている所であるが、昭和四十七年度における同和对策関係予算の修正を行なうことは考えていない。

(注) 昭和四十七年度における同和对策事業のための予算としては、同和对策関係費九、七七七百万円のほか、一般公共事業として実施される下水道、住宅、農業基盤整備、漁港改修事業費等がある。その金額は、実施計画による箇所づけをまつて確定されることとなるが、箇所づけに際しては同和对策推進のためだけの配慮をする所存である。

なお、昭和四十六年度の実施計画額は一七、二六六百万円である。

右答弁する。

昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円

(配達料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)